



目 次	ページ
規 則	
◎高知県自然保護基金管理規則の一部を改正する規則	1
◎高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	1

-----  
規 則  
-----

高知県自然保護基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年6月29日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第51号**  
**高知県自然保護基金管理規則の一部を改正する規則**  
高知県自然保護基金管理規則（昭和47年高知県規則第33号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1号中「第10条」を「第5条第1項」に、「及び」を「又は同条第2項の規定により指定された」に改め、同条第2号中「第5条」を「第5条第1項」に、「県立自然公園の」を「高知県立自然公園の」に改め、同条第3号中「第18条の規定により」を「第14条第1項の規定に基づき」に、「第27条の規定により」を「第27条第1項の規定に基づき」に改め、同条第4号中「第28条の規定により」を「第28条第1項の規定に基づき」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年6月29日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第52号**  
**高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県環境影響評価条例施行規則（平成11年高知県規則第63号）の一部を次のように改正する。  
第3条ただし書中「同表の1の項から6の項まで（6の項のア及びイを除く。）」、8の項から10の項まで又は12の項から16の項までの第3欄を「同表の(1)の項から(6)の項まで（(6)の項のア及びイを除く。）」、(8)の項から(10)の項まで又は(12)の項から(16)の項までの第3欄に、「同表の7の項の第3欄」を「同表の(7)の項の第3欄」に、「同項の第4欄」を「同表の(7)の項の第4欄」に改める。  
第4条ただし書中「同表の1の項から5の項まで、12の項から14の項まで又は16の項の第4欄」を「同表の(1)の項から(5)の項まで、(12)の項から(14)の項まで又は(16)の項の第4欄」に改める。  
第5条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。  
第6条第1項中「次に掲げる要件」を「次の各号に掲げる要件」に改め、同項第3号イ中「の規定により」を「の規定に基づき」に、「第18条第1項」を「第14条第1項」に改め、同号ウ中「の規定により」を「の規定に基づき」に改め、同号エ中「都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）第3条第1項の規定により」を「都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項の規定に基づき」に、「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改め、同号オからキまでの規定中「の規定により」を「の規定に基づき」に改め、同項第4号ア中「（以下「環境基準」という。）」を削り、同条第2項中「環境影響」を「環境影響」に改める。  
第7条第3項中「前項の」を「前項に規定する」に改める。  
第9条の見出し中「送付」を「送付部数」に改め、同条中「方法書」を「規定による方法書」に改め、「（以下「条例第7条の市町村長」という。）」を削り、同条ただし書中「必要と」を「必要があると」に改める。  
第11条第1号中「を管轄する」を「が所在する」に改め、同条第3号中「利用できる」を「利用することができる」に改める。  
第13条第1項第1号及び第2号中「に掲げる」を「に規定する」に改める。  
第15条の見出し中「提出」を「記載事項」に改め、同条第1項中「規定による」を削る。  
第17条第2項中「資料及び」を「資料並びに」に改め、同条第3項中「前項において」を「前項において読み替えて」に改め、同条第6項第1号中「以下」を「以下この条において」に改め、同項第5号中「以下」を「次号において」に改め、同条第8項中「一覧できるように」を「一覧することができるように」に改める。  
第19条の見出し中「送付」を「送付部数」に改め、同条中「第15条の」を「第15条の規定による」に改め、「（以下「条例第7条の市町村長」という。）」を削る。  
第21条中「を管轄する」を「が所在する」に改め、「（以下「関係市町村」という。）」を削り、「」とあるのは「関係市町村」を「の」とあるのは「当該市町村の」に改める。  
第23条中「」とあるのは「関係市町村」を「の協力を得て、条例第7条の市町村」とあるのは「関係地域が所在する市町村の協力を得て、当該市町村」に改める。  
第24条の見出し中「開催」を「開催方法」に改め、同条中「の規定による説明会」を「に規定する説明会（以下「説明会」という。）」に、「必要と」を「必要があると」に改める。  
第25条第1項第3号中「関係市町村の協力を得て、関係市町村」を「関係地域が所在する市町村の協力を得て、当該市町村」に改める。  
第26条の見出し中「責め」を「事業者の責め」に改め、同条第2号中「開催できない」を「開催

することができない」に改める。

第27条第1項第1号中「、要約書」を「、当該要約書」に改める。

第28条の見出し中「提出」を「記載事項」に改め、同条中「規定による」を削る。

第31条第4号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第39条第1項中「別表第2の第1欄」を「別表第2の左欄」に、「同表の第2欄」を「同表の中欄」に、「同表の第3欄」を「同表の右欄」に改め、同条第2項第2号中「別表第2の第1欄」を「別表第2の左欄」に、「同表の第2欄」を「同表の中欄」に改める。

第42条の見出し中「送付」を「送付部数等」に改め、同条第1項中「第23条の」を「第23条の規定による」に改め、「（以下「条例第7条の市町村長」という。）」を削る。

第44条中「を管轄する」を「が所在する」に、「関係市町村」と、「条例第7条の市町村」とあるのは「関係市町村」を「関係地域が所在する市町村」と、「条例第7条の市町村の」とあるのは「当該市町村の」に改める。

第46条中「」とあるのは「関係市長村」を「の協力を得て、条例第7条の市町村」とあるのは「関係地域が所在する市町村の協力を得て、当該市町村」に改める。

第49条の見出し中「届出」を「届出手続」に改め、同条第1項中「にあっては」を「に該当することとなった場合にあっては」に改め、同条第3項第3号中「該当した」を「当該該当することとなった」に改め、同項第4号中「該当した」を「該当することとなった」に改め、同条第4項中「前項第3号及び第4号中「条例第27条第1項」とあるのは、「条例第29条第4項において準用する条例第27条第1項」を「前項第3号中「条例第27条第1項各号」とあるのは「条例第29条第4項において準用する条例第27条第1項各号」と、同項第4号中「条例第27条第1項第3号」とあるのは「条例第29条第4項において準用する条例第27条第1項第3号」に改め、同条第5項中「第3項第3号及び第4号中「条例第27条第1項」とあるのは、「条例第29条第8項において準用する条例第27条第1項」を「第3項第3号中「条例第27条第1項各号」とあるのは「条例第29条第4項において準用する条例第27条第1項各号」と、同項第4号中「条例第27条第1項第3号」とあるのは「条例第29条第4項において準用する条例第27条第1項第3号」に改める。

第50条第1項中「別表第4の第1欄」を「別表第4の左欄」に、「同表の第2欄」を「同表の中欄」に、「同表の第3欄」を「同表の右欄」に改め、同条第2項第2号中「別表第4の第1欄」を「別表第4の左欄」に、「同表の第2欄」を「同表の中欄」に改める。

第51条の見出し及び第52条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。

第53条の見出し中「協議」を「協議手続」に改める。

第54条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。

第55条の見出し中「作成」を「記載事項」に改める。

第56条の見出し中「送付」を「送付部数」に改め、同条中「第33条第1項の」を「第33条第1項の規定による」に改め、同条ただし書中「必要と」を「必要があると」に改める。

第58条中「を管轄する」を「が所在する」に、「関係市町村」と、「条例第7条の市町村」とあるのは「関係市町村」を「関係地域が所在する市町村」と、「条例第7条の市町村の」とあるのは「当該市町村の」に改める。

第60条第1項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表を次のように改める。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句                                        | 読み替える字句                                              |
|---------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 第5条第1項  | 第二種事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。） | 第34条第1項に規定する都市計画決定権者（以下この条において「都市計画決定権者」という。）は、第二種事業 |

|                |                       |                                                                              |
|----------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------|
|                |                       | 又は第二種事業に係る施設を都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により都市計画に定めようとするとき                         |
|                | その氏名                  | 都市計画決定権者の名称、当該第二種事業を実施しようとする者の氏名                                             |
| 第5条第2項         | 前項                    | 高知県環境影響評価条例施行規則（平成11年高知県規則第63号。以下この条において「施行規則」という。）第60条第1項の規定により読み替えて適用される前項 |
|                | 以下この項から第4項まで及び第26条第1項 | 以下施行規則第60条第1項の規定により読み替えて適用されるこの項から第4項まで及び施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第26条第1項  |
|                | この条                   | 施行規則第60条第1項の規定により読み替えて適用されるこの条                                               |
| 第5条第3項         | 前項                    | 施行規則第60条第1項の規定により読み替えて適用される前項                                                |
|                | 第1号                   | 同条第1項の規定により読み替えて適用される第1号                                                     |
|                | 第2号                   | 同項の規定により読み替えて適用される第2号                                                        |
| 第5条第3項第1号及び第2号 | この条                   | 施行規則第60条第1項の規定により読み替えて適用されるこの条                                               |
|                | 及び前項の市町村長             | 、同項の規定により読み替えて適用される前項の市町村長及び当該第二種事業を実施しようとする者                                |
| 第5条第4項         | 前項第1号                 | 施行規則第60条第1項の規定により読み替えて適用される前項第1号                                             |
|                | 当該事業を実施しよう            | 当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう                                         |

|        |                     |                                                                                                |
|--------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 前2項                 | 同条第1項の規定により読み替えて適用される前2項                                                                       |
| 第5条第5項 | 第3項第2号（前項及び第26条第2項） | 施行規則第60条第1項の規定により読み替えて適用される第3項第2号（同条第1項の規定により読み替えて適用される前項及び施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第26条第2項） |
| 第5条第6項 | 第二種事業を実施しようとする者     | 都市計画決定権者                                                                                       |
|        | 第1項                 | 施行規則第60条第1項の規定により読み替えて適用される第1項                                                                 |
|        | この条                 | 同条第1項の規定により読み替えて適用されるこの条                                                                       |
| 第5条第7項 | 前項                  | 施行規則第60条第1項の規定により読み替えて適用される前項                                                                  |
|        | 市町村長                | 市町村長及び当該第二種事業を実施しようとする者                                                                        |
| 第5条第8項 | 第6項                 | 施行規則第60条第1項の規定により読み替えて適用される第6項                                                                 |
|        | 第3項第1号              | 同条第1項の規定により読み替えて適用される第3項第1号                                                                    |
| 第5条第9項 | 第3項（第4項及び第26条第2項）   | 施行規則第60条第1項の規定により読み替えて適用される第3項（同条第1項の規定により読み替えて適用される第4項及び施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第26条第2項）   |

第60条第2項中「とする」を「と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「第60条第2項の規定により読み替えて適用される前項各号」と、同項第2号中「前項第2号から第4号まで」とあるのは「第60条第2項の規定により読み替えて適用される前項第2号から第4号まで」とする」に改める。

第61条第1項中「並びに第27条第1項第3号及び第3項」を「、第27条第1項第3号及び第3項並びに第28条第2項から第5項まで」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同項の表を次のように改める。

| 読み替える規定   | 読み替えられる字句                                   | 読み替える字句                                                                                                                                                                                                          |
|-----------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第6条第1項    | 事業者                                         | 第34条第1項に規定する都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）                                                                                                                                                                           |
|           | 対象事業                                        | 対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。） |
| 第6条第1項第1号 | 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 都市計画決定権者の名称                                                                                                                                                                                                      |
| 第6条第1項第2号 | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                                                                                                                                                                                                         |
| 第6条第1項第3号 | 対象事業が                                       | 都市計画対象事業が                                                                                                                                                                                                        |
|           | 第29条                                        | 高知県環境影響評価条例施行規則（平成11年高知県規則第63号。以下「施行規則」という。）第61条第1項の規定により読み替えて適用される第29条                                                                                                                                          |
|           | 対象事業実施区域                                    | 都市計画対象事業実施区域                                                                                                                                                                                                     |
| 第6条第1項第4号 | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                                                                                                                                                                                                         |
| 第7条       | 事業者                                         | 都市計画決定権者                                                                                                                                                                                                         |
|           | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                                                                                                                                                                                                         |

|         |       |                                  |  |  |                         |
|---------|-------|----------------------------------|--|--|-------------------------|
| 第8条第1項  | 前条    | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条    |  |  | み替えて適用される第1項            |
|         | 事業者   | 都市計画決定権者                         |  |  |                         |
| 第8条第2項  | 事業者   | 都市計画決定権者                         |  |  | 第2項                     |
|         | 前項    | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前項    |  |  | 前項                      |
|         | 前条    | 同条第1項の規定により読み替えて適用される前条          |  |  | 前条                      |
| 第9条第1項  | 前条第1項 | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条第1項 |  |  | 同条第1項の規定により読み替えて適用される前条 |
|         | 事業者   | 都市計画決定権者                         |  |  |                         |
| 第9条第2項  | 前項    | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前項    |  |  |                         |
| 第10条    | 事業者   | 都市計画決定権者                         |  |  | 第12条                    |
|         | 前条第1項 | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条第1項 |  |  | 前条第1項                   |
|         | 第7条   | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第7条   |  |  | 第9条第1項                  |
| 第11条第1項 | 前条    | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条    |  |  | 第6条第1項第4号               |
|         | 事業者   | 都市計画決定権者                         |  |  | 対象事業                    |
| 第11条第2項 | 前項    | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前項    |  |  | 第13条及び第14条第1項           |
|         | 前条    | 同条第1項の規定により読み替えて適用される前条          |  |  | 前条                      |
| 第11条第3項 | 第1項   | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第1項   |  |  | 対象事業                    |
| 第11条第4項 | 第1項   | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第1項   |  |  | 第14条第1項第1号              |
|         | 第1項   | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第1項   |  |  | 第9条第1項                  |
|         |       |                                  |  |  | 第14条第1項第3号              |
|         |       |                                  |  |  | 第14条第1項第4号              |

|                  |                 |                                            |
|------------------|-----------------|--------------------------------------------|
| 第14条第1項<br>第6号ウ  | イ               | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用されるイ               |
| 第15条             | 事業者             | 都市計画決定権者                                   |
|                  | 対象事業            | 都市計画対象事業                                   |
|                  | 第9条第1項及び第11条第1項 | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第9条第1項及び第11条第1項 |
|                  | 第13条            | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第13条            |
|                  | 第7条             | 同項の規定により読み替えて適用される第7条                      |
|                  | 次条及び第17条第4項     | 同項の規定により読み替えて適用される次条及び第17条第4項              |
| 第16条第1項          | 前条              | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条              |
|                  | 事業者             | 都市計画決定権者                                   |
| 第16条第2項          | 事業者             | 都市計画決定権者                                   |
|                  | 前項              | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前項              |
| 第17条第1項          | 事業者             | 都市計画決定権者                                   |
|                  | 前条第1項           | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条第1項           |
| 第17条第2項<br>及び第3項 | 事業者             | 都市計画決定権者                                   |
| 第17条第4項          | 事業者             | 都市計画決定権者                                   |
|                  | 第2項             | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第2項             |
|                  | 前条第1項           | 同条第1項の規定により読み替えて適                          |

|         |         |                                    |
|---------|---------|------------------------------------|
|         |         | 用される前条第1項                          |
| 第17条第5項 | 前各項     | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前各項     |
| 第18条第1項 | 第16条第1項 | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第16条第1項 |
|         | 事業者     | 都市計画決定権者                           |
| 第18条第2項 | 前項      | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前項      |
| 第19条    | 事業者     | 都市計画決定権者                           |
|         | 前条第1項   | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条第1項   |
| 第20条第1項 | 前条      | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条      |
|         | 事業者     | 都市計画決定権者                           |
| 第20条第2項 | 前項      | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前項      |
| 第20条第3項 | 第1項     | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第1項     |
| 第20条第4項 | 第1項     | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第1項     |
|         | 第2項     | 同条第1項の規定により読み替えて適用される第2項           |
|         | 前項      | 同条第1項の規定により読み替えて適用される前項            |
|         | 前条      | 同条第1項の規定により読み替えて適用される前条            |
|         | 事業者     | 都市計画決定権者                           |
|         | 次条第1項   | 同項の規定により読み替えて適用され                  |

|            |                                     |                                                                |  |            |                                  |
|------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------|--|------------|----------------------------------|
|            |                                     | る次条第1項                                                         |  |            | み替えて適用される前2号                     |
| 第21条第1項    | 前条第1項                               | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条第1項                               |  | 対象事業       | 都市計画対象事業                         |
| 第21条第2項    | 前項                                  | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前項                                  |  | 前項第3号      | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前項第3号 |
|            | 事業者                                 | 都市計画決定権者                                                       |  | 事業者        | 都市計画決定権者                         |
| 第21条第3項    | 前2項                                 | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前2項                                 |  | 第22条第3項    | 前項                               |
| 第22条第1項    | 事業者                                 | 都市計画決定権者                                                       |  | 第22条第4項    | 第2項                              |
|            | 第20条第1項                             | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第20条第1項                             |  |            | 事業者                              |
|            | 第18条第1項                             | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第18条第1項                             |  | 第22条第5項    | 事業者                              |
|            | 対象事業                                | 都市計画対象事業                                                       |  |            | 第1項第1号                           |
| 第22条第1項第1号 | 第6条第1項第2号                           | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号                           |  | 第22条第5項第1号 | 第14条第1項各号                        |
|            | 同条から第24条まで                          | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条から第24条まで                         |  | 第22条第5項第2号 | 第18条第1項                          |
| 第22条第1項第2号 | 第6条第1項第1号又は第14条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号 | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第1号又は第14条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号 |  | 第22条第5項第3号 | 第20条第1項                          |
|            | 前号                                  | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前号                                  |  |            | 第2項                              |
|            | 第5項、次条及び第24条                        | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第5項、次条及び第24条                        |  | 第22条第5項第4号 | 前2号                              |
| 第22条第1項    | 前2号                                 | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前2号                                 |  | 第23条       | 事業者                              |
|            |                                     |                                                                |  |            | 次条                               |
| 第24条第1項    | 前条                                  | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条                                  |  |            |                                  |

|         |           |                                                  |
|---------|-----------|--------------------------------------------------|
|         | 事業者       | 都市計画決定権者                                         |
| 第24条第2項 | 事業者       | 都市計画決定権者                                         |
|         | 前項        | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前項                    |
| 第25条    | 事業者       | 都市計画決定権者                                         |
|         | 第8条第1項    | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第8条第1項                |
|         | 前条第1項     | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条第1項                 |
|         | 第6条第1項第2号 | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号             |
|         | 修正しよう     | 修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう                   |
|         | 第22条第1項   | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第22条第1項               |
|         | 第6条から前条まで | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条から前条まで             |
| 第26条第1項 | 事業者       | 都市計画決定権者                                         |
|         | 第8条第1項    | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第8条第1項                |
|         | 第24条第1項   | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第24条第1項               |
|         | 第6条第1項第2号 | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号             |
|         | 修正しよう     | 修正して当該修正後の事業又は当該修正後の事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう |

|            |             |                                        |
|------------|-------------|----------------------------------------|
|            | 第5条第1項      | 施行規則第60条第1項の規定により読み替えて適用される第5条第1項      |
| 第26条第2項    | 第5条第2項及び第3項 | 施行規則第60条第1項の規定により読み替えて適用される第5条第2項及び第3項 |
|            | 前項          | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前項          |
|            | 同条第3項第1号    | 施行規則第60条第1項の規定により読み替えて適用される第5条第3項第1号   |
| 第26条第3項    | 第1項         | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第1項         |
|            | 前項          | 同条第1項の規定により読み替えて適用される前項                |
|            | 第5条第3項第2号   | 施行規則第60条第1項の規定により読み替えて適用される第5条第3項第2号   |
|            | 当該事業者       | 当該都市計画決定権者                             |
| 第26条第4項    | 第2項         | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第2項         |
|            | 第5条第3項第2号   | 施行規則第60条第1項の規定により読み替えて適用される第5条第3項第2号   |
| 第27条第1項    | 事業者         | 都市計画決定権者                               |
|            | 第8条第1項      | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第8条第1項      |
|            | 第24条第1項     | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第24条第1項     |
| 第27条第1項第1号 | 対象事業を実施しない  | 対象事業等を都市計画に定めない                        |

|                |                           |                                                      |
|----------------|---------------------------|------------------------------------------------------|
| 第27条第1項<br>第2号 | 第6条第1項第2号                 | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号                 |
| 第27条第2項        | 前項                        | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前項                        |
| 第28条第1項        | 事業者                       | 都市計画決定権者                                             |
|                | 第24条第1項                   | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第24条第1項                   |
|                | 対象事業                      | 都市計画対象事業                                             |
|                | 第22条第1項又は第25条             | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第22条第1項又は第25条             |
| 第29条第1項        | 事業者                       | 都市計画決定権者                                             |
|                | 第24条第1項                   | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第24条第1項                   |
|                | 対象事業実施区域                  | 都市計画対象事業実施区域                                         |
|                | 対象事業の                     | 都市計画対象事業の                                            |
|                | 第14条第1項第5号又は第6号           | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第14条第1項第5号又は第6号           |
|                | 対象事業について                  | 都市計画対象事業について                                         |
|                | 第6条から第24条まで又は第12条から第24条まで | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条から第24条まで又は第12条から第24条まで |
| 第29条第2項        | 事業者                       | 都市計画決定権者                                             |
|                | 前項                        | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前項                        |
| 第29条第3項        | 前項                        | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前項                        |

|         |                           |                                                       |
|---------|---------------------------|-------------------------------------------------------|
| 第29条第4項 | 第25条から前条まで                | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第25条から前条（第2項から第5項までを除く。）まで |
|         | 第1項                       | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第1項                        |
|         | 同条第1項                     | 同条第1項の規定により読み替えて適用される第28条第1項                          |
|         | 次条第1項                     | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される次条第1項                      |
| 第29条第5項 | 事業者                       | 都市計画決定権者                                              |
|         | 第24条第1項                   | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第24条第1項                    |
|         | 対象事業                      | 都市計画対象事業                                              |
|         | 第6条から第24条まで又は第12条から第24条まで | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条から第24条まで又は第12条から第24条まで  |
| 第29条第6項 | 事業者                       | 都市計画決定権者                                              |
|         | 前項                        | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前項                         |
|         | 対象事業実施区域                  | 都市計画対象事業実施区域                                          |
|         | 第6条から第24条まで又は第12条から第24条まで | 同条第1項の規定により読み替えて適用される第6条から第24条まで又は第12条から第24条まで        |
| 第29条第7項 | 第5項                       | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第5項                        |
|         | 事業者                       | 都市計画決定権者                                              |
| 第29条第8項 | 第25条から前条まで                | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第25条から前条（第2項から第5項までを除く。）ま  |

|         |        |                                  |
|---------|--------|----------------------------------|
|         |        | で                                |
|         | 第6項    | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6項   |
|         | 同条第1項  | 同条第1項の規定により読み替えて適用される第28条第1項     |
|         | 次条第6項  | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される次条第6項 |
| 第30条第1項 | 事業者    | 都市計画決定権者                         |
|         | 対象事業   | 都市計画対象事業                         |
| 第30条第2項 | 前項     | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前項    |
|         | 当該対象事業 | 当該都市計画対象事業                       |
| 第31条    | 事業者    | 都市計画決定権者                         |
|         | 当該対象事業 | 当該都市計画対象事業                       |

第61条第2項中「並びに第49条第3項第4号、第4項及び第5項」を「、第49条第3項第4号、第4項及び第5項、第50条並びに第51条」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同項の表を次のように改める。

| 読み替える規定          | 読み替えられる字句   | 読み替える字句                            |
|------------------|-------------|------------------------------------|
| 第7条第1項           | 対象事業        | 都市計画対象事業                           |
|                  | 条例第6条第1項第2号 | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項第2号 |
| 第7条第1項第1号から第3号まで | 対象事業        | 都市計画対象事業                           |
| 第7条第1項第4号        | 対象事業実施区域    | 都市計画対象事業実施区域                       |
| 第7条第1項第5号        | 前各号         | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される前各号         |

|            |                                    |                                    |
|------------|------------------------------------|------------------------------------|
|            | 対象事業                               | 都市計画対象事業                           |
| 第7条第2項     | 対象事業                               | 都市計画対象事業                           |
|            | 条例第6条第1項第3号                        | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項第3号 |
| 第7条第3項     | 第1項第4号                             | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第1項第4号      |
|            | 前項                                 | 同条第2項の規定により読み替えて適用される前項            |
| 第7条第4項     | 対象事業                               | 都市計画対象事業                           |
|            | 条例第6条第1項第4号                        | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項第4号 |
| 第8条        | 対象事業に係る                            | 都市計画対象事業に係る                        |
|            | 条例第7条                              | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条       |
|            | 対象事業実施区域                           | 都市計画対象事業実施区域                       |
| 第9条        | 条例第7条                              | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条       |
| 第10条及び第11条 | 条例第8条第1項                           | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項    |
| 第11条第1号    | 条例第7条に                             | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条に      |
| 第11条第2号    | 事業者                                | 都市計画決定権者                           |
| 第11条第3号    | 前2号                                | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される前2号         |
| 第12条       | 条例第8条第1項                           | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項    |
| 第12条第1号    | 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主た | 都市計画決定権者の名称                        |

|                 |           |                                 |
|-----------------|-----------|---------------------------------|
|                 | る事務所の所在地) |                                 |
| 第12条第2号         | 対象事業      | 都市計画対象事業                        |
| 第12条第3号         | 対象事業実施区域  | 都市計画対象事業実施区域                    |
| 第12条第4号         | 条例第7条     | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条    |
|                 | 対象事業      | 都市計画対象事業                        |
| 第12条第7号         | 条例第9条第1項  | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第9条第1項 |
| 第13条第1項         | 条例第8条第2項  | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第2項 |
|                 | 事業者       | 都市計画決定権者                        |
| 第13条第1項第1号及び第2号 | 次条        | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される次条       |
| 第13条第1項第3号      | 前2号       | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される前2号      |
| 第13条第2項         | 前項第2号     | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される前項第2号    |
| 第13条第2項第5号      | 前各号       | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される前各号      |
| 第14条            | 条例第8条第2項  | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第2項 |
|                 | 第12条各号    | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第12条各号   |
| 第15条第1項         | 条例第9条第1項  | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第9条第1項 |
| 第15条第2項         | 前項第3号     | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される前項第3号    |
| 第16条            | 条例第11条第1項 | 第61条第1項の規定により読み替えて              |

|            |                  |                                         |
|------------|------------------|-----------------------------------------|
|            |                  | 適用される条例第11条第1項                          |
| 第17条第1項    | 対象事業             | 都市計画対象事業                                |
|            | 条例第14条第1項第1号     | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第1号     |
| 第17条第1項第1号 | 第7条第1項第1号から第4号まで | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第7条第1項第1号から第4号まで |
| 第17条第1項第2号 | 対象事業             | 都市計画対象事業                                |
| 第17条第1項第4号 | 前3号              | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される前3号              |
|            | 対象事業             | 都市計画対象事業                                |
| 第17条第2項    | 第7条第2項           | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第7条第2項           |
|            | 対象事業             | 都市計画対象事業                                |
|            | 条例第14条第1項第1号     | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第1号     |
|            | 条例第6条第1項第3号      | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項第3号      |
|            | 対象事業実施区域         | 都市計画対象事業実施区域                            |
| 第17条第3項    | 第1項第1号           | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第1項第1号           |
|            | 第7条第1項第4号        | 同条第2項の規定により読み替えて適用される第7条第1項第4号          |
|            | 前項               | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される前項               |
|            | 同条第2項            | 同条第2項の規定により読み替えて適用される第7条第2項             |
| 第17条第4項    | 第7条第4項           | 第61条第2項の規定により読み替えて                      |

|            |               |                                      |
|------------|---------------|--------------------------------------|
|            |               | 適用される第7条第4項                          |
|            | 対象事業          | 都市計画対象事業                             |
|            | 条例第14条第1項第5号  | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第5号  |
| 第17条第5項    | 対象事業          | 都市計画対象事業                             |
|            | 条例第14条第1項第6号ア | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号ア |
| 第17条第6項    | 対象事業          | 都市計画対象事業                             |
|            | 条例第14条第1項第6号イ | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号イ |
| 第17条第6項第1号 | 以下この条         | 以下第61条第2項の規定により読み替えて適用されるこの条         |
|            | 事業者           | 都市計画決定権者                             |
|            | 対象事業          | 都市計画対象事業                             |
| 第17条第6項第5号 | 次号            | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される次号            |
| 第17条第7項    | 対象事業          | 都市計画対象事業                             |
|            | 条例第14条第1項第6号ウ | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号ウ |
| 第17条第7項第5号 | 事業者           | 都市計画決定権者                             |
|            | 以下この号         | 以下第61条第2項の規定により読み替えて適用されるこの号         |
| 第17条第7項第6号 | 事業者           | 都市計画決定権者                             |
| 第17条第7項第7号 | 前各号           | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される前各号           |
| 第17条第8項    | 対象事業          | 都市計画対象事業                             |

|         |                                             |                                      |
|---------|---------------------------------------------|--------------------------------------|
|         | 条例第14条第1項第6号エ                               | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号エ |
| 第18条    | 第8条                                         | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第8条           |
|         | 条例第15条                                      | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第15条        |
| 第19条    | 第9条                                         | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第9条           |
|         | 条例第15条                                      | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第15条        |
| 第20条    | 第10条                                        | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第10条          |
|         | 条例第16条第1項                                   | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項     |
| 第21条    | 第11条                                        | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第11条          |
|         | 条例第16条第1項                                   | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項     |
| 第22条    | 条例第16条第1項                                   | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項     |
| 第22条第1号 | 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 都市計画決定権者の名称                          |
| 第22条第2号 | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                             |
| 第22条第3号 | 対象事業実施区域                                    | 都市計画対象事業実施区域                         |
| 第22条第7号 | 条例第18条第1項                                   | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第18条第1項     |
| 第23条    | 第13条及び第14条                                  | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第13条及び第14条    |

|              |                                             |                                   |
|--------------|---------------------------------------------|-----------------------------------|
|              | 条例第16条第2項                                   | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項  |
|              | 事業者                                         | 都市計画決定権者                          |
|              | 第13条第1項第1号                                  | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第13条第1項第1号 |
|              | 第14条中                                       | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第14条中      |
| 第24条         | 条例第17条第1項                                   | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項  |
|              | 事業者                                         | 都市計画決定権者                          |
| 第25条第1項及び第2項 | 条例第17条第2項                                   | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第17条第2項  |
| 第25条第2項第1号   | 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 都市計画決定権者の名称                       |
| 第25条第2項第2号   | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                          |
| 第25条第2項第3号   | 対象事業実施区域                                    | 都市計画対象事業実施区域                      |
| 第26条         | 条例第17条第4項                                   | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第17条第4項  |
|              | 事業者                                         | 都市計画決定権者                          |
| 第26条第2号      | 事業者                                         | 都市計画決定権者                          |
| 第27条第1項      | 条例第17条第4項                                   | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第17条第4項  |
| 第27条第1項第3号   | 前2号                                         | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される前2号        |
| 第27条第2項      | 第25条第1項                                     | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第25条第1項    |

|            |                 |                                        |
|------------|-----------------|----------------------------------------|
|            | 前項第2号           | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される前項第2号           |
| 第28条       | 第15条の           | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第15条の           |
|            | 条例第18条第1項       | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第18条第1項       |
|            | 第15条第1項第2号及び第3号 | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第15条第1項第2号及び第3号 |
| 第29条       | 条例第20条第1項       | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第20条第1項       |
| 第30条第1項    | 条例第21条第1項       | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第21条第1項       |
| 第30条第1項第2号 | 第22条第1号から第3号まで  | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第22条第1号から第3号まで  |
| 第30条第1項第3号 | 次条              | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される次条              |
| 第30条第1項第4号 | 前3号             | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される前3号             |
| 第30条第2項    | 第10条            | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第10条            |
|            | 前項              | 同項の規定により読み替えて適用される前項                   |
| 第30条第3項    | 第1項             | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第1項             |
|            | 事業者             | 都市計画決定権者                               |
| 第31条第2号    | 対象事業            | 都市計画対象事業                               |
| 第31条第4号    | 前3号             | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される前3号             |

|         |              |                                     |
|---------|--------------|-------------------------------------|
| 第32条第1項 | 前条           | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される前条           |
| 第32条第2項 | 前項           | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される前項           |
|         | 事業者          | 都市計画決定権者                            |
| 第32条第3項 | 第10条         | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第10条         |
|         | 前項           | 同項の規定により読み替えて適用される前項                |
| 第33条第1項 | 第31条         | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第31条         |
| 第33条第3項 | 第1項          | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第1項          |
|         | 前項           | 同条第2項の規定により読み替えて適用される前項             |
| 第36条第1項 | 前条           | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される前条           |
| 第37条    | 条例第21条第2項    | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第21条第2項    |
| 第37条第1号 | 対象事業         | 都市計画対象事業                            |
| 第37条第5号 | 前各号          | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される前各号          |
| 第38条    | 第30条から前条まで   | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第30条から前条まで   |
| 第39条第1項 | 条例第22条第1項第1号 | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条第1項第1号 |
|         | 対象事業について     | 都市計画対象事業について                        |
|         | 条例第7条        | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条        |

|            |              |                                      |
|------------|--------------|--------------------------------------|
|            | 対象事業に係る      | 都市計画対象事業に係る                          |
| 第39条第2項    | 条例第22条第1項第1号 | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条第1項第1号  |
| 第39条第2項第1号 | 前項           | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される前項            |
| 第39条第2項第3号 | 前2号          | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される前2号           |
|            | 対象事業         | 都市計画対象事業                             |
|            | 条例第7条        | 同条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条           |
| 第40条第1項    | 条例第22条第2項    | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条第2項     |
| 第40条第2項    | 条例第22条第4項    | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条第4項     |
| 第41条第1項    | 第17条         | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第17条（第9項を除く。） |
| 第42条第1項    | 第9条          | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第9条           |
|            | 条例第23条       | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第23条        |
| 第42条第2項    | 条例第23条       | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第23条        |
| 第43条       | 第10条         | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第10条          |
|            | 条例第24条第1項    | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第24条第1項     |
| 第44条       | 第11条         | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第11条          |
|            | 条例第24条第1項    | 第61条第1項の規定により読み替えて                   |



|            |                                             |                                          |
|------------|---------------------------------------------|------------------------------------------|
|            |                                             | 読み替えて適用される条例第26条第2項                      |
| 第49条第1項    | 条例第27条第1項                                   | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第27条第1項         |
|            | により、同項第3号に該当することとなった場合にあっては別記第4号様式によりする     | によりする                                    |
| 第49条第2項    | 第10条                                        | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第10条              |
|            | 条例第27条第2項                                   | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第27条第2項         |
| 第49条第3項    | 条例第27条第2項                                   | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第27条第2項         |
| 第49条第3項第1号 | 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 都市計画決定権者の名称                              |
| 第49条第3項第2号 | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                                 |
| 第49条第3項第3号 | 条例第27条第1項各号のいずれか                            | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第27条第1項第1号又は第2号 |
| 第52条第1項    | 条例第29条第2項                                   | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第29条第2項         |
| 第52条第2項    | 第10条                                        | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第10条              |
|            | 条例第29条第3項                                   | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第29条第3項         |
| 第52条第3項    | 条例第29条第3項                                   | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第29条第3項         |
| 第52条第3項第1号 | 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 都市計画決定権者の名称                              |

|            |                                             |                                  |
|------------|---------------------------------------------|----------------------------------|
|            | る事務所の所在地)                                   |                                  |
| 第52条第3項第2号 | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                         |
| 第52条第3項第3号 | 条例第29条第1項                                   | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第29条第1項 |
| 第53条第1項    | 条例第29条第5項                                   | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第29条第5項 |
| 第53条第2項    | 第10条                                        | 第61条第2項の規定により読み替えて適用される第10条      |
|            | 条例第29条第7項                                   | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第29条第7項 |
| 第53条第3項    | 条例第29条第7項                                   | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第29条第7項 |
| 第53条第3項第1号 | 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 都市計画決定権者の名称                      |
| 第53条第3項第2号 | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                         |
| 第53条第3項第3号 | 条例第29条第6項                                   | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第29条第6項 |

第62条中「又は条例」を「又は」に、「以下」を「第64条第5項において」に改める。  
 第63条第2項中「第28条第2項及び第3項」を「第28条第2項及び第3項並びに第50条」に改め、「条例の」及び「に読み替えるもの」を削り、同項の表を次のように改める。

| 読み替える規定   | 読み替えられる字句    | 読み替える字句                                      |
|-----------|--------------|----------------------------------------------|
| 条例第28条第2項 | 事業者は、第24条第1項 | 都市計画決定権者は、施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第24条第1項 |
|           | 第6条第1項第2号    | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号         |

|            |           |                                        |
|------------|-----------|----------------------------------------|
|            | を変更しよう    | の変更に係る都市計画の変更をしよう                      |
|            | 当該変更      | 当該事項の変更                                |
| 条例第28条第3項  | 第1項       | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第1項         |
|            | 第24条第1項   | 同条第1項の規定により読み替えて適用される第24条第1項           |
|            | 第6条第1項第2号 | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号   |
|            | 当該事業      | 当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業 |
|            | 前項        | 施行規則第63条第2項の規定により読み替えて適用される前項          |
|            | 事業者       | 都市計画に係る事業者                             |
| 第50条第1項    | 条例第28条第2項 | 施行規則第63条第2項の規定により読み替えて適用される条例第28条第2項   |
|            | 対象事業について  | 都市計画対象事業について                           |
|            | 条例第7条     | 施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条       |
|            | 対象事業に係る   | 都市計画対象事業に係る                            |
| 第50条第2項    | 条例第28条第2項 | 施行規則第63条第2項の規定により読み替えて適用される条例第28条第2項   |
| 第50条第2項第1号 | 前項        | 第63条第2項の規定により読み替えて適用される前項              |
| 第50条第2項第3号 | 前2号       | 第63条第2項の規定により読み替えて適用される前2号             |
|            | 対象事業      | 都市計画対象事業                               |

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 条例第7条 | 第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条 |
|-------|------------------------------|

第64条第1項中「対象事業等」を「対象事業等（対象事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設をいう。第3項において同じ。）」に改める。

第66条第1項及び第2項中「において」を「において読み替えて」に改め、同条第3項中「準用する条例第25条ただし書の規則で定める軽微な修正及び条例第37条第2項において準用する条例第25条ただし書」を「読み替えて準用する条例第25条ただし書の規則で定める軽微な修正及び同条ただし書」に改める。

第67条中「において」を「において読み替えて」に改める。

第68条中「に読み替えるもの」を削り、同条の表を次のように改める。

| 読み替える規定    | 読み替えられる字句                                                                    | 読み替える字句                                                                            |
|------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 第17条第1項    | 対象事業                                                                         | 対象港湾計画                                                                             |
|            | 条例第14条第1項第1号                                                                 | 条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第14条第1項第1号                                                 |
| 第17条第1項第1号 | 第7条第1項第1号から第4号までに掲げる事項                                                       | 対象港湾計画の名称                                                                          |
| 第17条第1項第2号 | 対象事業に係る工作物及び土地の利用計画                                                          | 対象港湾計画に定められる主要な港湾施設の規模及び配置に関する事項の概要                                                |
| 第17条第1項第3号 | 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要                                                       | 対象港湾計画に定められる埋立地の規模及び配置に関する事項の概要                                                    |
| 第17条第1項第4号 | 前3号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの | その他の対象港湾計画に定められる港湾開発等に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により港湾環境影響が変化することとなるものの概要 |
| 第17条第2項    | 対象事業に係る条例第14条第1項第1号に掲げる事項のうち条例第6条第1項第3号                                      | 対象港湾計画に係る条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第14条第1項第3号                                        |
|            | 対象事業実施区域                                                                     | 対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域                                                        |

|            |                                                       |                                                          |
|------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 第17条第3項    | 第1項第1号に掲げる事項のうち、第7条第1項第4号に掲げる事項及び前項において読み替えて準用する同条第2項 | 第68条において読み替えて準用する前項                                      |
| 第17条第4項    | 対象事業に係る条例第14条第1項第5号                                   | 対象港湾計画に係る条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第14条第1項第5号              |
|            | 準用する                                                  | 準用する。この場合において、第7条第4項中「環境影響評価」とあるのは、「港湾環境影響評価」と読み替えるものとする |
| 第17条第5項    | 対象事業に係る条例第14条第1項第6号ア                                  | 対象港湾計画に係る条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第14条第1項第6号ア             |
| 第17条第5項第5号 | 環境影響                                                  | 港湾環境影響                                                   |
| 第17条第5項第6号 | 事業者                                                   | 港湾管理者                                                    |
| 第17条第6項    | 対象事業に係る条例第14条第1項第6号イ                                  | 対象港湾計画に係る条例第37条第2項において準用する条例第14条第1項第6号イ                  |
| 第17条第6項第1号 | 以下この条                                                 | 以下第68条において読み替えて準用するこの条                                   |
|            | 事業者                                                   | 港湾管理者                                                    |
|            | 対象事業に係る環境影響                                           | 対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響                               |
| 第17条第6項第5号 | 次号                                                    | 第68条において準用する次号                                           |
|            | 環境影響                                                  | 港湾環境影響                                                   |
| 第17条第7項    | 対象事業に係る条例第14条第1項第6号ウ                                  | 対象港湾計画に係る条例第37条第2項において準用する条例第14条第1項第6号ウ                  |

|                 |                            |                                                                                             |
|-----------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第17条第7項第1号及び第2号 | 事後調査                       | 港湾事後調査                                                                                      |
| 第17条第7項第3号      | 事後調査                       | 港湾事後調査                                                                                      |
|                 | 環境影響                       | 港湾環境影響                                                                                      |
| 第17条第7項第4号      | 事後調査                       | 港湾事後調査                                                                                      |
| 第17条第7項第5号      | 事業者                        | 港湾管理者                                                                                       |
| 第17条第7項第7号      | 前各号                        | 第68条において読み替えて準用する第1号から第5号まで                                                                 |
|                 | 事後調査                       | 港湾事後調査                                                                                      |
| 第17条第8項         | 対象事業に係る条例第14条第1項第6号エ       | 対象港湾計画に係る条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第14条第1項第6号エ                                                |
|                 | 環境影響評価                     | 港湾環境影響評価                                                                                    |
| 第18条            | 条例第15条                     | 条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第15条                                                                |
|                 | 準用する                       | 準用する。この場合において、第8条中「対象事業実施区域及び既に入手している情報によって1以上の」とあるのは「1以上の」と、「環境影響」とあるのは「港湾環境影響」と読み替えるものとする |
| 第19条            | 条例第15条                     | 条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第15条                                                                |
|                 | 「同条に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは、 | 「50部」とあるのは「25部」と、「同条に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは                                                  |
| 第20条            | 条例第16条第1項                  | 条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第16条第1項                                                             |

|              |                                             |                                                                             |            |                |                                 |                                                                             |
|--------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------|----------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 第21条         | 条例第16条第1項                                   | 条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第16条第1項                                             | る事務所の所在地)  | 第25条第2項第2号     | 対象事業の名称、種類及び規模                  | 対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積 |
|              | 読み替えるものとする                                  | 、同条第2号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする                                         |            |                |                                 |                                                                             |
| 第22条         | 条例第16条第1項                                   | 条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第16条第1項                                             | 第25条第2項第3号 | 対象事業実施区域       | 対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域     |                                                                             |
| 第22条第1号      | 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 港湾管理者の名称及び住所                                                                | 第26条       | 条例第17条第4項      | 条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第17条第4項 |                                                                             |
| 第22条第2号      | 対象事業の名称、種類及び規模                              | 対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積 |            | 事業者            | 港湾管理者                           |                                                                             |
| 第22条第3号      | 対象事業実施区域                                    | 対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域                                                 | 第26条第2号    | 事業者            | 港湾管理者                           |                                                                             |
| 第22条第7号      | 条例第18条第1項                                   | 条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第18条第1項                                             | 第27条第1項    | 条例第17条第4項      | 条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第17条第4項 |                                                                             |
| 第23条         | 条例第16条第2項                                   | 条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第16条第2項                                             | 第27条第1項第3号 | 前2号            | 第68条において準用する前2号                 |                                                                             |
|              | 事業者                                         | 港湾管理者                                                                       | 第27条第2項    | 第25条第1項        | 第68条において読み替えて準用する第25条第1項        |                                                                             |
|              | 第22条各号                                      | 第68条において読み替えて準用する第22条各号                                                     |            | 前項第2号          | 第68条において準用する前項第2号               |                                                                             |
| 第24条         | 条例第17条第1項                                   | 条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第17条第1項                                             | 第28条       | 条例第18条第1項      | 条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第18条第1項 |                                                                             |
|              | 事業者                                         | 港湾管理者                                                                       | 第29条       | 条例第20条第1項      | 条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第20条第1項 |                                                                             |
| 第25条第1項及び第2項 | 条例第17条第2項                                   | 条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第17条第2項                                             | 第30条第1項    | 条例第21条第1項      | 条例第37条第2項において準用する条例第21条第1項      |                                                                             |
| 第25条第2項第1号   | 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 港湾管理者の名称及び住所                                                                | 第30条第1項第2号 | 第22条第1号から第3号まで | 第68条において読み替えて準用する第22条第1号から第3号まで |                                                                             |
|              |                                             |                                                                             | 第30条第1項第3号 | 次条             | 第68条において読み替えて準用する次条             |                                                                             |
|              |                                             |                                                                             | 第30条第1項    | 前3号            | 第68条において読み替えて準用する前              |                                                                             |

|         |            |                                 |  |         |                                                                               |
|---------|------------|---------------------------------|--|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 第4号     |            | 3号                              |  |         | 30条から前条まで                                                                     |
| 第30条第2項 | 前項         | 第68条において読み替えて準用する前項             |  | 第40条第1項 | 条例第22条第2項<br>条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第22条第2項                                  |
| 第30条第3項 | 第1項        | 第68条において読み替えて準用する第1項            |  | 第40条第2項 | 条例第22条第4項<br>条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第22条第4項                                  |
|         | 事業者        | 港湾管理者                           |  | 第41条第1項 | 第17条<br>第68条において読み替えて準用する第17条（第7項第6号及び第9項を除く。）                                |
| 第31条第2号 | 対象事業       | 対象港湾計画                          |  | 第42条第1項 | 条例第23条<br>条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第23条                                        |
| 第31条第4号 | 前3号        | 第68条において読み替えて準用する前3号            |  | 第42条第1項 | 「同条に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは、<br>「50部」とあるのは「25部」と、「同条に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは      |
| 第32条第1項 | 前条         | 第68条において読み替えて準用する前条             |  |         |                                                                               |
| 第32条第2項 | 前項         | 第68条において読み替えて準用する前項             |  | 第42条第2項 | 条例第23条<br>条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第23条                                        |
|         | 事業者        | 港湾管理者                           |  |         |                                                                               |
| 第32条第3項 | 前項         | 第68条において読み替えて準用する前項             |  | 第43条    | 別表第3の左欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる行為<br>港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第3項の地方港湾審議会への諮問 |
| 第33条第1項 | 第31条       | 第68条において読み替えて準用する第31条           |  |         |                                                                               |
| 第33条第3項 | 第1項        | 第68条において読み替えて準用する第1項            |  | 第44条    | 条例第24条第1項<br>条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第24条第1項                                  |
|         | 前項         | 同条において準用する前項                    |  |         |                                                                               |
| 第36条第1項 | 前条         | 第68条において準用する前条                  |  | 第45条    | 条例第24条第1項<br>条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第24条第1項                                  |
| 第37条    | 条例第21条第2項  | 条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第21条第2項 |  |         |                                                                               |
| 第37条第1号 | 対象事業       | 対象港湾計画                          |  | 第45条第1号 | 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）<br>港湾管理者の名称及び住所                   |
| 第37条第5号 | 前各号        | 第68条において読み替えて準用する前各号            |  |         |                                                                               |
| 第38条    | 第30条から前条まで | 第68条において読み替えて準用する第              |  | 第45条第2号 | 対象事業の名称、種類及び規模<br>対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の                          |

|              |                                             |                                                                             |  |         |                                             |                                                                             |
|--------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--|---------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
|              |                                             | 港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積                                   |  |         | る事務所の所在地)                                   |                                                                             |
| 第45条第3号      | 対象事業実施区域                                    | 対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域                                                 |  | 第55条第2号 | 対象事業の名称、種類及び規模                              | 対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積 |
| 第46条         | 条例第24条第2項                                   | 条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第24条第2項                                             |  | 第55条第3号 | 対象事業実施区域                                    | 対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域                                                 |
|              | 事業者                                         | 港湾管理者                                                                       |  | 第55条第4号 | 事後調査                                        | 港湾事後調査                                                                      |
| 第49条第1項      | 第45条各号                                      | 第68条において読み替えて準用する第45条各号                                                     |  | 第55条第5号 | 事後調査                                        | 港湾事後調査                                                                      |
|              | 条例第27条第1項                                   | 条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第27条第1項                                             |  |         | 環境影響                                        | 港湾環境影響                                                                      |
| 第49条第2項及び第3項 | により、同項第3号に該当することとなつた場合にあっては別記第4号様式によりする     | によりする                                                                       |  | 第55条第6号 | 事後調査                                        | 港湾事後調査                                                                      |
|              | 条例第27条第2項                                   | 条例第37条第2項において準用する条例第27条第2項                                                  |  | 第55条第7号 | 前各号                                         | 第68条において読み替えて準用する前各号                                                        |
| 第49条第3項第1号   | 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 港湾管理者の名称及び住所                                                                |  |         | 事後調査                                        | 港湾事後調査                                                                      |
| 第49条第3項第2号   | 対象事業の名称、種類及び規模                              | 対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積 |  | 第56条    | 条例第33条第1項                                   | 条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第33条第1項                                             |
| 第49条第3項第3号   | 条例第27条第1項各号のいずれか                            | 条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第27条第1項第1号又は第2号                                     |  |         | 事後調査報告書                                     | 港湾事後調査報告書                                                                   |
| 第55条         | 条例第33条第1項                                   | 条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第33条第1項                                             |  | 第57条    | 条例第33条第2項                                   | 条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第33条第2項                                             |
| 第55条第1号      | 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 港湾管理者の名称及び住所                                                                |  | 第58条    | 条例第33条第2項                                   | 条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第33条第2項                                             |
|              |                                             |                                                                             |  |         | 事後調査報告書                                     | 港湾事後調査報告書                                                                   |
|              |                                             |                                                                             |  |         | 読み替えるものとする                                  | 、同条第2号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする                                         |
|              |                                             |                                                                             |  | 第59条    | 条例第33条第2項                                   | 条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第33条第2項                                             |
|              |                                             |                                                                             |  | 第59条第1号 | 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 港湾管理者の名称及び住所                                                                |

|         |                            |                                                                             |
|---------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
|         | は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) |                                                                             |
| 第59条第2号 | 対象事業の名称、種類及び規模             | 対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積 |
| 第59条第3号 | 対象事業実施区域                   | 対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域                                                 |
| 第59条第5号 | 事後調査報告書                    | 港湾事後調査報告書                                                                   |

第71条第1項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表を次のように改める。

| 読み替える規定    | 読み替えられる字句 | 読み替える字句                         |
|------------|-----------|---------------------------------|
| 第30条第1項    | 条例第21条第1項 | 条例第43条第1項において読み替えて準用する条例第21条第1項 |
| 第30条第1項第3号 | 次条        | 第71条第1項において読み替えて準用する次条          |
| 第30条第1項第4号 | 前3号       | 第71条第1項において読み替えて準用する前3号         |
| 第30条第2項    | 前項        | 第71条第1項において読み替えて準用する前項          |
| 第30条第3項    | 第1項       | 第71条第1項において読み替えて準用する第1項         |
|            | 事業者       | 法第2条第5項に規定する事業者                 |
|            | 関係市町村長    | 法第15条に規定する関係市町村長                |
| 第31条第2号    | 対象事業      | 法第2条第4項に規定する対象事業                |
| 第31条第4号    | 前3号       | 第71条第1項において読み替えて準用する前3号         |
| 第32条第1項    | 前条        | 第71条第1項において読み替えて準用する前条          |

|         |           |                                 |
|---------|-----------|---------------------------------|
| 第32条第2項 | 前項        | 第71条第1項において読み替えて準用する前項          |
|         | 事業者       | 法第2条第5項に規定する事業者                 |
|         | 関係市町村長    | 法第15条に規定する関係市町村長                |
| 第32条第3項 | 前項        | 第71条第1項において読み替えて準用する前項          |
| 第33条第1項 | 第31条      | 第71条第1項において読み替えて準用する第31条        |
| 第33条第3項 | 第1項       | 第71条第1項において読み替えて準用する第1項         |
|         | 前項        | 同条第1項において準用する前項                 |
| 第36条第1項 | 前条        | 第71条第1項において準用する前条               |
| 第37条    | 条例第21条第2項 | 条例第43条第1項において読み替えて準用する条例第21条第2項 |
| 第37条第1号 | 対象事業      | 法第2条第4項に規定する対象事業                |
| 第37条第5号 | 前各号       | 第71条第1項において読み替えて準用する前各号         |
| 第54条    | 条例第32条    | 条例第43条第1項において読み替えて準用する条例第32条    |
| 第55条    | 条例第33条第1項 | 条例第43条第1項において読み替えて準用する条例第33条第1項 |
| 第55条第1号 | 事業者       | 法第2条第5項に規定する事業者                 |
| 第55条第2号 | 対象事業      | 法第2条第4項に規定する対象事業                |
| 第55条第3号 | 対象事業実施区域  | 法第2条第4項に規定する対象事業が実施されるべき区域      |
| 第55条第7号 | 前各号       | 第71条第1項において読み替えて準用する前各号         |

|         |            |                                               |
|---------|------------|-----------------------------------------------|
| 第56条    | 条例第33条第1項  | 条例第43条第1項において読み替えて準用する条例第33条第1項               |
|         | 関係市町村長     | 法第15条に規定する関係市町村長                              |
| 第57条    | 条例第33条第2項  | 条例第43条第1項において読み替えて準用する条例第33条第2項               |
| 第58条    | 条例第33条第2項  | 条例第43条第1項において読み替えて準用する条例第33条第2項               |
|         | 関係地域       | 法第15条に規定する関係地域                                |
|         | 読み替えるものとする | 、同条第2号中「事業者」とあるのは「法第2条第5項に規定する事業者」と読み替えるものとする |
| 第59条    | 条例第33条第2項  | 条例第43条第1項において読み替えて準用する条例第33条第2項               |
| 第59条第1号 | 事業者        | 法第2条第5項に規定する事業者                               |
| 第59条第2号 | 対象事業       | 法第2条第4項に規定する対象事業                              |
| 第59条第3号 | 対象事業実施区域   | 法第2条第4項に規定する対象事業が実施されるべき区域                    |
| 第72条    | 条例第44条第3項  | 条例第43条第1項において読み替えて準用する条例第44条第3項               |
| 第73条    | 条例第45条第2項  | 条例第43条第1項において読み替えて準用する条例第45条第2項               |

第71条第2項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表を次のように改める。

| 読み替える規定    | 読み替えられる字句 | 読み替える字句                         |
|------------|-----------|---------------------------------|
| 第30条第1項    | 条例第21条第1項 | 条例第43条第2項において読み替えて準用する条例第21条第1項 |
| 第30条第1項第3号 | 次条        | 第71条第2項において読み替えて準用する次条          |
| 第30条第1項    | 前3号       | 第71条第2項において読み替えて準用              |

|         |           |                                    |
|---------|-----------|------------------------------------|
| 第4号     |           | する前3号                              |
| 第30条第2項 | 前項        | 第71条第2項において読み替えて準用する前項             |
| 第30条第3項 | 第1項       | 第71条第2項において読み替えて準用する第1項            |
|         | 事業者       | 法第48条第1項に規定する港湾管理者                 |
|         | 関係市町村長    | 同条第2項において準用する法第15条に規定する関係市町村長      |
| 第31条第2号 | 対象事業      | 法第48条第1項に規定する対象港湾計画                |
| 第31条第4号 | 前3号       | 第71条第2項において読み替えて準用する前3号            |
| 第32条第1項 | 前条        | 第71条第2項において読み替えて準用する前条             |
| 第32条第2項 | 前項        | 第71条第2項において読み替えて準用する前項             |
|         | 事業者       | 法第48条第1項に規定する港湾管理者                 |
|         | 関係市町村長    | 同条第2項において読み替えて準用する法第15条に規定する関係市町村長 |
| 第32条第3項 | 前項        | 第71条第2項において読み替えて準用する前項             |
| 第33条第1項 | 第31条      | 第71条第2項において読み替えて準用する第31条           |
| 第33条第3項 | 第1項       | 第71条第2項において読み替えて準用する第1項            |
|         | 前項        | 同条第2項において準用する前項                    |
| 第36条第1項 | 前条        | 第71条第2項において準用する前条                  |
| 第37条    | 条例第21条第2項 | 条例第43条第2項において読み替えて                 |

|         |                                             |                                                                                          |
|---------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |                                             | 準用する条例第21条第2項                                                                            |
| 第37条第1号 | 対象事業                                        | 法第48条第1項に規定する対象港湾計画                                                                      |
| 第37条第5号 | 前各号                                         | 第71条第2項において読み替えて準用する前各号                                                                  |
| 第55条    | 条例第33条第1項                                   | 条例第43条第2項において読み替えて準用する条例第33条第1項                                                          |
| 第55条第1号 | 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 法第48条第1項に規定する港湾管理者の名称及び住所                                                                |
| 第55条第2号 | 対象事業の名称、種類及び規模                              | 法第48条第1項に規定する対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積 |
| 第55条第3号 | 対象事業実施区域                                    | 法第48条第1項に規定する対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域                                                 |
| 第55条第4号 | 事後調査                                        | 港湾事後調査                                                                                   |
| 第55条第5号 | 事後調査                                        | 港湾事後調査                                                                                   |
|         | 環境影響                                        | 港湾環境影響                                                                                   |
| 第55条第6号 | 事後調査                                        | 港湾事後調査                                                                                   |
| 第55条第7号 | 前各号                                         | 第71条第2項において読み替えて準用する前各号                                                                  |
|         | 事後調査                                        | 港湾事後調査                                                                                   |
| 第56条    | 条例第33条第1項                                   | 条例第43条第2項において読み替えて準用する条例第33条第1項                                                          |
|         | 事後調査報告書                                     | 港湾事後調査報告書                                                                                |
| 第57条    | 条例第33条第2項                                   | 条例第43条第2項において読み替えて                                                                       |

|         |                                             |                                                                                          |
|---------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |                                             | 準用する条例第33条第2項                                                                            |
| 第58条    | 条例第33条第2項                                   | 条例第43条第2項において読み替えて準用する条例第33条第2項                                                          |
|         | 事後調査報告書                                     | 港湾事後調査報告書                                                                                |
|         | 関係地域                                        | 法第48条第2項において読み替えて準用する法第15条に規定する関係地域                                                      |
|         | 読み替えるものとする                                  | 、同条第2号中「事業者」とあるのは「法第48条第1項に規定する港湾管理者」と読み替えるものとする                                         |
| 第59条    | 条例第33条第2項                                   | 条例第43条第2項において読み替えて準用する条例第33条第2項                                                          |
| 第59条第1号 | 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 法第48条第1項に規定する港湾管理者の名称及び住所                                                                |
| 第59条第2号 | 対象事業の名称、種類及び規模                              | 法第48条第1項に規定する対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積 |
| 第59条第3号 | 対象事業実施区域                                    | 法第48条第1項に規定する対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域                                                 |
| 第59条第5号 | 事後調査報告書                                     | 港湾事後調査報告書                                                                                |

第71条第3項中「において」を「において読み替えて」に改める。  
別表第1中

|         |           |              |              |
|---------|-----------|--------------|--------------|
| 「       |           |              |              |
| 事業の種類   | 事業内容の要件   | 第一種事業の規模要件   | 第二種事業の規模要件   |
| 」       |           |              |              |
| を       |           |              |              |
| 「       |           |              |              |
| 1 事業の種類 | 2 事業内容の要件 | 3 第一種事業の規模要件 | 4 第二種事業の規模要件 |
| 」       |           |              |              |

に、「1 条例別表の1の項」を「(1) 条例別表の1の項」に、「第4条第1項の」を「第4条

第1項に規定するに、「2 条例別表の2の項」を「(2) 条例別表の2の項」に、「第2条第2号の」を「第2条第2号に規定する」に、「同条第1号の」を「同条第1号に規定する」に、「5の項において」を「以下」に、「第2条第1項第8号の」を「第2条第1項第10号に規定する」に、「同項第9号の」を「同項第11号に規定する」に、「3 条例別表の3の項」を「(3) 条例別表の3の項」に、「第2条の」を「第2条に規定する」に、「附則第6項第1号の」を「附則第6項第1号に規定する」に、「同項第2号の」を「同項第2号に規定する」に、「4 条例別表の4の項」を「(4) 条例別表の4の項」に、「5 条例別表の5の項」を「(5) 条例別表の5の項」に、「6 条例別表の6の項」を「(6) 条例別表の6の項」に、「に規定する一般廃棄物の最終処分場」を「の一般廃棄物の最終処分場」に、「に規定する産業廃棄物の最終処分場」を「の産業廃棄物の最終処分場」に、「に規定するし尿処理施設」を「のし尿処理施設」に、「7 条例別表の7の項」を「(7) 条例別表の7の項」に、「8 条例別表の8の項」を「(8) 条例別表の8の項」に、「9 条例別表の9の項」を「(9) 条例別表の9の項」に、「10 条例別表の10の項」を「(10) 条例別表の10の項」に、「11 条例別表の11の項」を「(11) 条例別表の11の項」に、「12 条例別表の12の項」を「(12) 条例別表の12の項」に、「13 条例別表の13の項」を「(13) 条例別表の13の項」に、「14 条例別表の14の項」を「(14) 条例別表の14の項」に、「15 条例別表の15の項」を「(15) 条例別表の15の項」に、「16 条例別表の16の項」を「(16) 条例別表の16の項」に、「12の項から15の項まで」を「(12)の項から(15)の項まで」に改め、同表備考中「第28条第1項の規定により」を「第28条第1項の規定に基づき」に、「第14条第1項の規定により」を「第14条第1項の規定に基づき」に、「第22条第1項の規定により」を「第22条第1項の規定に基づき」に、「第18条第1項の規定により」を「第14条第1項の規定に基づき」に改める。

別表第2中

「事業の諸元」を「事業の諸元」に、「別表第1の1

の項のア、イ又はエからカまで」を「別表第1の(1)の項のア、イ又はエからカまで」に、「別表第1の1の項のウ」を「別表第1の(1)の項のウ」に、「別表第1の2の項のア」を「別表第1の(2)の項のア」に、「別表第1の2の項のイ又はウ」を「別表第1の(2)の項のイ又はウ」に、「別表第1の2の項のエ」を「別表第1の(2)の項のエ」に、「別表第1の3の項のア又はイ」を「別表第1の(3)の項のア又はイ」に、「別表第1の3の項に」を「別表第1の(3)の項に」に、「別表第1の3の項のウ又はエ」を「別表第1の(3)の項のウ又はエ」に、「別表第1の4の項」を「別表第1の(4)の項」に、「別表第1の5の項のア又はイ」を「別表第1の(5)の項のア又はイ」に、「別表第1の5の項のウ又はエ」を「別表第1の(5)の項のウ又はエ」に、「別表第1の6の項のア又はイ」を「別表第1の(6)の項のア又はイ」に、「別表第1の6の項のウからカまで」を「別表第1の(6)の項のウからカまで」に、「別表第1の7の項」を「別表第1の(7)の項」に、「別表第1の8の項」を「別表第1の(8)の項」に、「別表第1の9の項」を「別表第1の(9)の項」に、「最大排出ガス量」を「最大の排出ガス量」に、「別表第1の10の項」を「別表第1の(10)の項」に、「別表第1の11の項」を「別表第1の(11)の項」に、「別表第1の12の項又は13の項」を「別表第1の(12)の項又は(13)の項」に、「別表第1の14の項」を「別表第1の(14)の項」に、「別表第1の15の項」を「別表第1の(15)の項」に、「別表第1の16の項に」を「別表第1の(16)の項に」に、「別表第1の16の項の第3欄」を「別表第1の(16)の項の第3欄」に、「別表第1の16の項の第4欄」を「別表第1の(16)の項の第4欄」に改める。

別表第3中

「

|   |   |
|---|---|
| 行 | 為 |
|---|---|

」  
を  
「

|    |
|----|
| 行為 |
|----|

」

に、「第74条」を「第74条第2項」に、「第3条第1項若しくは第4項、第7条の12第1項若しくは第4項又は第8条第1項若しくは第4項」を「第3条第1項若しくは第6項、第10条第1項若しくは第4項又は第18条第1項若しくは第4項」に、「第55条の2第2項において準用する」を「第55条の2第3項において準用する同法」に、

|                  |                                                                                                       |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 条例別表の5の項に掲げる事業 | ア 電源開発促進法（昭和27年法律第283号）第3条第1項の規定による電源開発基本計画の決定<br>イ 電気事業法第47条第1項若しくは第2項の規定による認可の申請又は同法第48条第1項の規定による届出 |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|

を  
「

|                  |                                                   |
|------------------|---------------------------------------------------|
| 5 条例別表の5の項に掲げる事業 | 電気事業法第47条第1項若しくは第2項の規定による認可の申請又は同法第48条第1項の規定による届出 |
|------------------|---------------------------------------------------|

」

に、「第15条の2の4第1項」を「第15条の2の5第1項」に、「エ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知

オ 都市計画法第29条の規定による許可の申請」  
を  
「エ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知  
オ 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可の申請」  
に、「ア 都市計画法第29条」を「ア 都市計画法第29条第1項又は第2項」に、「イ 都市計画法第29条」を「イ 都市計画法第29条第1項又は第2項」に、

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 14 条例別表の14の項に掲げる事業 | ア 都市基盤整備公団法（平成11年法律第76号）第31条第3項の規定による意見の聴取<br>イ 地域振興整備公団法（昭和37年法律第95号）第19条の2第1項の規定による認可の申請<br>ウ 環境事業団法（昭和40年法律第95号）第21条第1項の規定による認可の申請<br>エ 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第28条の規定による意見の聴取<br>オ 都市計画法第29条の規定による許可の申請<br>カ 森林法第10条の2第1項の規定による許可の申請<br>キ 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可の申請 |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

を

|                    |                                                                                                                                           |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 14 条例別表の14の項に掲げる事業 | ア 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第28条の規定による意見の聴取<br>イ 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可の申請<br>ウ 森林法第10条の2第1項の規定による許可の申請<br>エ 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可の申請 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

に、「第13条第3項、第14条第3項若しくは第24条第3項」を「第20条第3項、第21条第3項若しくは第22条第3項」に、「同法第26条第1項」を「同法第33条第1項」に、「第13条第4項」を「第20条第4項」に、「同条例第15条第1項」を「同条例第22条第1項」に改める。

別表第4中

「 事業の諸元 」

を

「 事業の諸元 」

に、「別表第1の1

の項のア、イ又はエからカまで」を「別表第1の(1)の項のア、イ又はエからカまで」に、「供する施設を」を「供する施設とを」に、「別表第1の1の項のウ」を「別表第1の(1)の項のウ」に、「別表第1の2の項のア」を「別表第1の(2)の項のア」に、「別表第1の2の項のイ又はウ」を「別表第1の(2)の項のイ又はウ」に、「別表第1の2の項のエ」を「別表第1の(2)の項のエ」に、「別表第1の3の項のア又はイ」を「別表第1の(3)の項のア又はイ」に、「別表第1の3の項のウ又はエ」を「別表第1の(3)の項のウ又はエ」に、「別表第1の4の項」を「別表第1の(4)の項」に、「別表第1の5の項のア又はイ」を「別表第1の(5)の項のア又はイ」に、「別表第1の5の項のウ又はエ」を「別表第1の(5)の項のウ又はエ」に、「別表第1の6の項のア又はイ」を「別表第1の(6)の項のア又はイ」に、「別表第1の6の項のウからカまで」を「別表第1の(6)の項のウからカまで」に、「別表第1の7の項」を「別表第1の(7)の項」に、「別表第1の8の項」を「別表第1の(8)の項」に、「別表第1の9の項」を「別表第1の(9)の項」に、「最大排出ガス量」を「最大の排出ガス量」に、「別表第1の10の項」を「別表第1の(10)の項」に、「別表第1の11の項」を「別表第1の(11)の項」に、「別表第1の12の項又は13の項」を「別表第1の(12)の項又は(13)の項」に、「別表第1の14の項」を「別表第1の(14)の項」に、「別表第1の15の項」を「別表第1の(15)の項」に、「別表第1の16の項」を「別表第1の(16)の項」に、「別表第1の16の項の第3欄」を「別表第1の(16)の項の第3欄」に、「別表第1の16の項の第4欄」を「別表第1の(16)の項の第4欄」に改める。

別記第4号様式中

「対象事業引継届出書」

を

「対象事業引継ぎ届出書」

に、

「 引 継 年 月 日 」

を

「 引 継 ぎ 年 月 日 」

に改める。

別記第5号様式中

「対象事業引継届出書」

を

「対象事業引継ぎ届出書」

に、

「 引 継 年 月 日 」

を

「 引 継 ぎ 年 月 日 」

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。